

裁 決 書

審査請求人 ○○市

○○ ○○

処 分 庁 坂井市長 坂本 憲男

審査請求人が、平成31年3月8日に提起した処分庁による平成30年度市・県民税更正決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は平成27年●月●日に坂井市へ転入した。処分庁では平成28年度から市・県民税が賦課され、平成28年度は本人提出の確定申告書に寡婦控除の記載なし、平成29年度は本人が坂井市に提出した住民税申告書に、平成30年度は日本年金機構より処分庁に提出のあった公的年金等支払報告書において寡婦控除の記載があったため、審査請求人の平成29年度及び平成30年度の住民税の算定において寡婦控除を適用した。
- 2 処分庁による調査で、審査請求人の戸籍の調査を行い、審査請求人が昭和●年●月●日に夫と離婚したのち、婚姻歴がないため、寡婦控除の適用理由が離別となり、寡婦控除の要件を満たさないと判断し、平成30年12月27日付け「平成30年度市・県民税更正決定通知書」により、平成30年度市・県民税更正決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 平成31年3月8日、審査請求人は、坂井市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張の要旨
審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。
(1) 審査請求人は、夫と死別後婚姻をしていない者で、前年の合計所得金額が500万円以下であるものに該当するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号ロに該当する。

- (2) 審査請求人は、夫の生前に離婚しているが、離婚は相続のための形式的な手続きであり、実質的に婚姻関係は継続していた。前住所地の●●市は、審査請求人の実質的な婚姻関係を認めたうえで、遺族年金の支給を継続し、坂井市に転入した平成27年以降も、遺族年金が支給されていることから●●市及び坂井市は実質的な婚姻関係を認めており、寡婦控除についても平成19年以降継続して同様に認めている。
- (3) 本件処分は、10年以上継続して認めていた寡婦控除の対象者から外すという処分を行っており、民法（明治29年法律第89号）第1条第2項の信義則・禁反言の原則に反し、違法である。
- (4) 寡婦控除の対象者から外れると介護保険料は現状の倍額以上になり、不利益が大きき信義則上許されない。
- (5) 処分庁は、寡婦控除の否認について調査を行っているとしているが、事実婚に該当するかの実態調査を行っておらず、適切な調査を行っていない。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 寡婦控除の適用条文について

審査請求人は、夫と離婚後に婚姻の届出をしておらず、地方税法第292条第1項第11号ロではなく、同号イの寡婦控除の要件を満たすかどうかの判断となるが、同号イの要件となっている扶養親族を有しておらず、寡婦控除の対象者とはならない。

(2) 他制度との関係について

遺族年金の支給については厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づき日本年金機構が申請を受け、決定しているものである。また、厚生年金保険法第3条第2項には、事実上の婚姻関係を認める規定があるが、地方税法には事実上の婚姻関係を認める規定はなく、別々の法律に基づく処分であることから、遺族年金の支給と寡婦控除の適用には関係がない。

(3) 信義則に反するかについて

処分庁において、寡婦控除を適用したのは平成29年度のみであり、平成30年度は地方税法第20条の11の規定に基づく市の調査により賦課更正を行っている。本件処分については、処分庁において適法な調査を行い、本人の申告誤りを更正したものであり、違法性・不当性はない。

また、介護保険料の更正についても本来負担すべき介護保険料に修正されたものである。

(4) 調査方法について

調査方法として、当該年度の課税基準日において、戸籍の状態を調べることで寡婦控除適用の判断を行っている。適正に課税するための調査方法としては、戸籍の調査で十分であり、事実婚に該当するかの実態調査をするまでには及ばない。

理 由

1 本件における争点

本件審査請求の争点は、処分庁が行った事実認定について誤りがないか、また、本件処分が信義則・禁反言の原則に反するものに該当するかということになる。

2 本件に係る法令等の規定

- (1) 地方税法第292条第1項第11号イでは、寡婦の要件として「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有するもの」と規定している。
- (2) 地方税法第292条第1項第11号ロでは、寡婦の要件として「イに掲げる者のほか、夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの」と規定している。
- (3) 民法第739条では、「婚姻は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。」と規定している。
- (4) 厚生年金保険法第3条第2項では、「この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。」と規定している。

3 本件において認定した主な事実

本件において認定した主な事実は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は夫と離婚した後、婚姻はしていない。
- (2) 審査請求人の元夫が死亡したのは、離婚後である。

4 判断

審査請求人は、他の制度において遺族と認められていることから寡婦についても同様に処分庁や他の機関において認めていることを主張し、本件処分の取消しを求めている。

(1) 寡婦控除の認定について

離婚後婚姻をしていない場合、地方税法による寡婦控除を適用する規定は、同法第292条第1項第11号イに該当するかどうかの判断となり、同号イの要件は扶養義務者を有していることであり審査請求人には扶養義務者はいないことから同号イによる寡婦控除の要件には該当しない。

また、地方税法の寡婦控除に該当するかどうかについての調査は条文の要件から判断すると戸籍の調査による調査で十分である。たとえ審査請求人主張の実態調査を行ったとしても、地方税法上に事実上の婚姻にあったものを寡婦と認める規定がない以上は、寡婦控除の認定になんら影響を与えるものではない。

(2) 遺族年金の支給との関係について

厚生年金保険法における配偶者は、同法第3条第2項に事実上の婚姻を認める規定があることから、この規定により、日本年金機構が認めていることが判断できる。しかしながら、地方税法には事実上の婚姻を認める規定はない。寡婦控除の根拠法令の地方税法と遺族年金の支給の根拠法令の厚生年金保険法とはそもそも制定された目的が別であり、遺族年金の支給をもって、地方税法に基づいた市民税の算定において寡婦控除を適用することはできない。

(3) 本件処分の違法性について

日本年金機構、●●市及び坂井市は、それぞれ別機関であり各機関がそれぞれの判断で処分を行うものである。

処分庁における寡婦控除の適用については、本人申告に基づいた平成29年度に限り適用したものであり、信義則・禁反言に反するとはいえない。また、寡婦控除の対象から外れることによる不利益については、審査請求人と同様の所得があった者と同様の負担であり、税の公平性から考えても相応の負担であることから、信義則上許されない不利益であるとはいえない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性について

ほかに本件処分について違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については理由がないことから行政不服審査法第45条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和元年10月2日

審査庁 坂井市長 坂本 憲男

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、坂井市を被告として（訴訟において坂井市を代表する者は坂井市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。